木更津市
KISARAZU CITY

残土条例改正のお知らせ

令和９年４月１日から施行されます。

ORGANIC CITY KISARAZU

条例の名称が変わります

「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」から
「木更津市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」へ変更いたします。

主な改正点

01 規制対象となる面積

現行	改正後
原則、500㎡以上から届出または許可	原則、面積０㎡から届出または許可

※自己利用目的の事業など、規則で定める事業は除きます。

02 再生砕石の扱い

現行	改正後
規制対象外	規制面積に算入

03 標識の掲出

現行	改正後
届出事業は掲出不要 許可事業は掲出が必要	届出事業・許可事業ともに掲出が必要

埋立てを行う前に、必ずご相談ください

令和９年４月１日以降、木更津市内で埋立てを行う場合は、届出または許可が必要となります。
事前に生活環境課へご相談ください。

土地所有者の皆さまへお願い

悪質な事業者が、違法な残土や不法投棄の場所として市内の土地を探している事案があります。
安易に土地を貸すと、土地所有者に高額な処分費用が発生する場合があります。

市公式ホームページ
（土砂等の埋立て等）

【お問い合わせ先】
木更津市役所 環境部 生活環境課 まち美化係　　TEL：0438-36-1432